



佐賀県公報

平成18年
9月20日
(水曜日)
第12808号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (五八一・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (五八二・") 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (五八三・") 二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二
- 情報中継機の購入に係る一般競争入札 (新産業課) 三
- 換地処分 (農地整備課) 四

選挙管理委員会事項

- ◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (告示・三五) 四

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百八十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション唐津

所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号

サービスの種類 訪問看護

二 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人福の会

所在地 唐津市和多田天満町一丁目三番二十三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 宅老所天満の家

所在地 唐津市和多田天満町一丁目三番二十三号

三 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 亀栄建材株式会社

所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 LIFA伊万里亀栄建材株式会社ショールーム

所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地

サービスの種類 特定福祉用具販売

◎佐賀県告示第五百八十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十八年八月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人精仁会
所在地 伊万里市立花町四千番地
- 三 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所あおぞら

所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九

◎佐賀県告示第五百八十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社コムスン
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション唐津
所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号
- 二 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人福の会
所在地 唐津市和多田天満町一丁目三番二十三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 宅老所天満の家
所在地 唐津市和多田天満町一丁目三番二十三号
サービスの種類 介護予防通所介護

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年11月6日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年9月20日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人全健治療師協会

(2) 代表者の氏名 木村 幸二

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県小城市小城町畑田62番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、東洋医学を基礎とした手技(中医学の弁証論治と量子力学に基づく医療気功を中心に)・光線・温熱・刺激・電気等の治療法を研究・改善するとともに、健康のためのあらゆる食品の開発と技術の開発を行い、これらの啓発普及を図ることにより、広く人の健康を回復・維持し、もって公益の福祉に寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月20日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量
情報中継機 1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロナン光研究センター

(4) 納入期限

平成18年11月30日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者

の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で行うこと。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成18年9月29日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年9月29日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成18年10月10日17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室

(2) 期限

平成18年10月11日10時
8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成18年10月11日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該入札について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、

当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

県営土地改良事業(畑地帯総合整備)上場IV期地区繁倉換地区の換地計画に基づき、平成18年8月17日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年9月20日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十八年九月二十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五二人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、〇九三人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 四三、〇九五入

唐津市 二〇、八二七入

鳥栖市 一六、八三二入

多久市 六、二一六入

伊万里市 一五、六四五入

武雄市 九、〇〇六入

鹿島市 八、六一六入

小城市 一二、一七三入

佐賀郡 一九、七五七入

神埼郡 一三、六一九入

三養基郡 一四、六五八入

東松浦郡 一六、五九八入

西松浦郡 五、九三一入

杵島郡 一七、〇〇二入

藤津郡 一〇、八八一入

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年九月二十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷